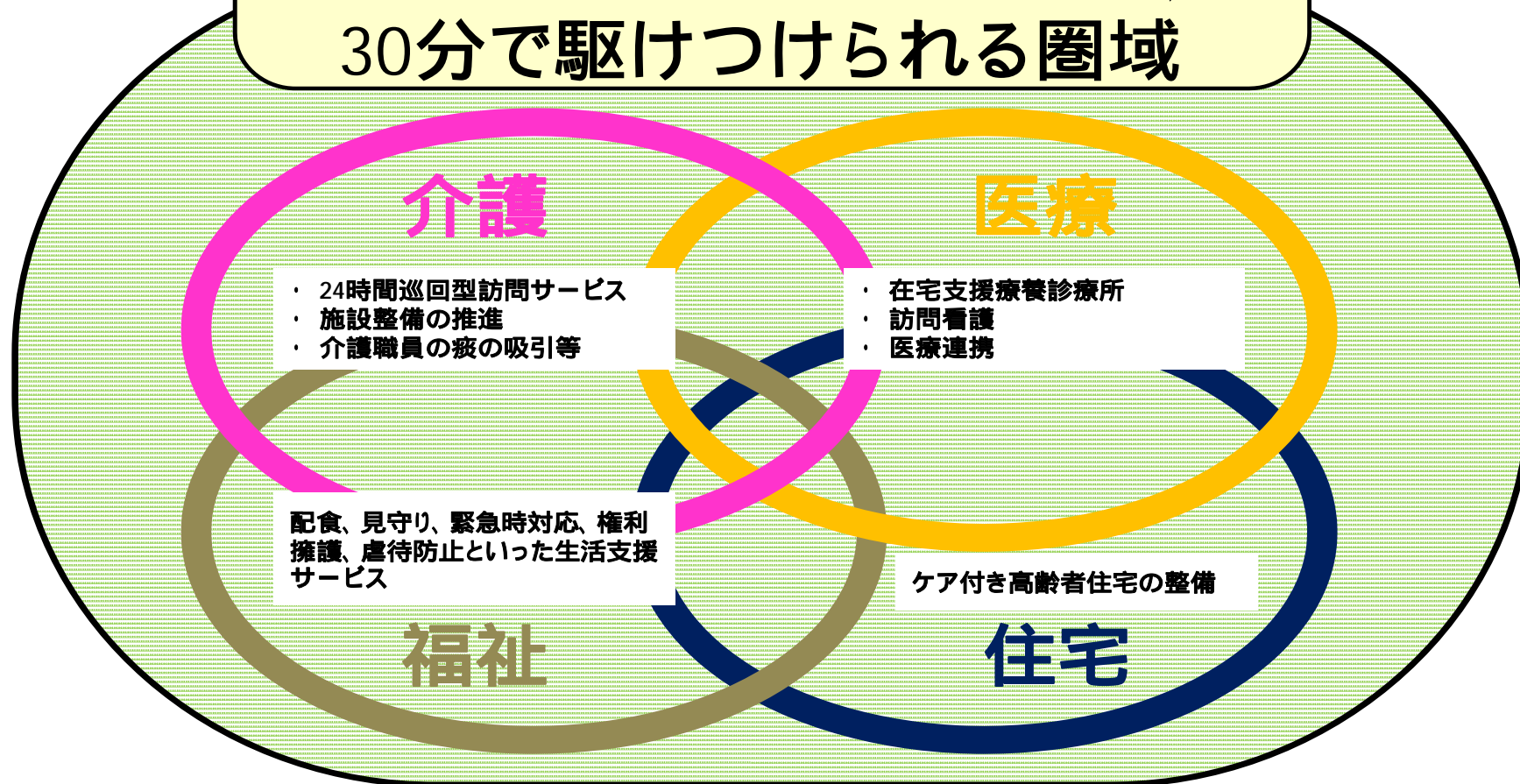


「地域包括ケアシステム」は、  
30分で駆けつけられる圏域



ニーズに応じた住宅が提供されることを基本として上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制

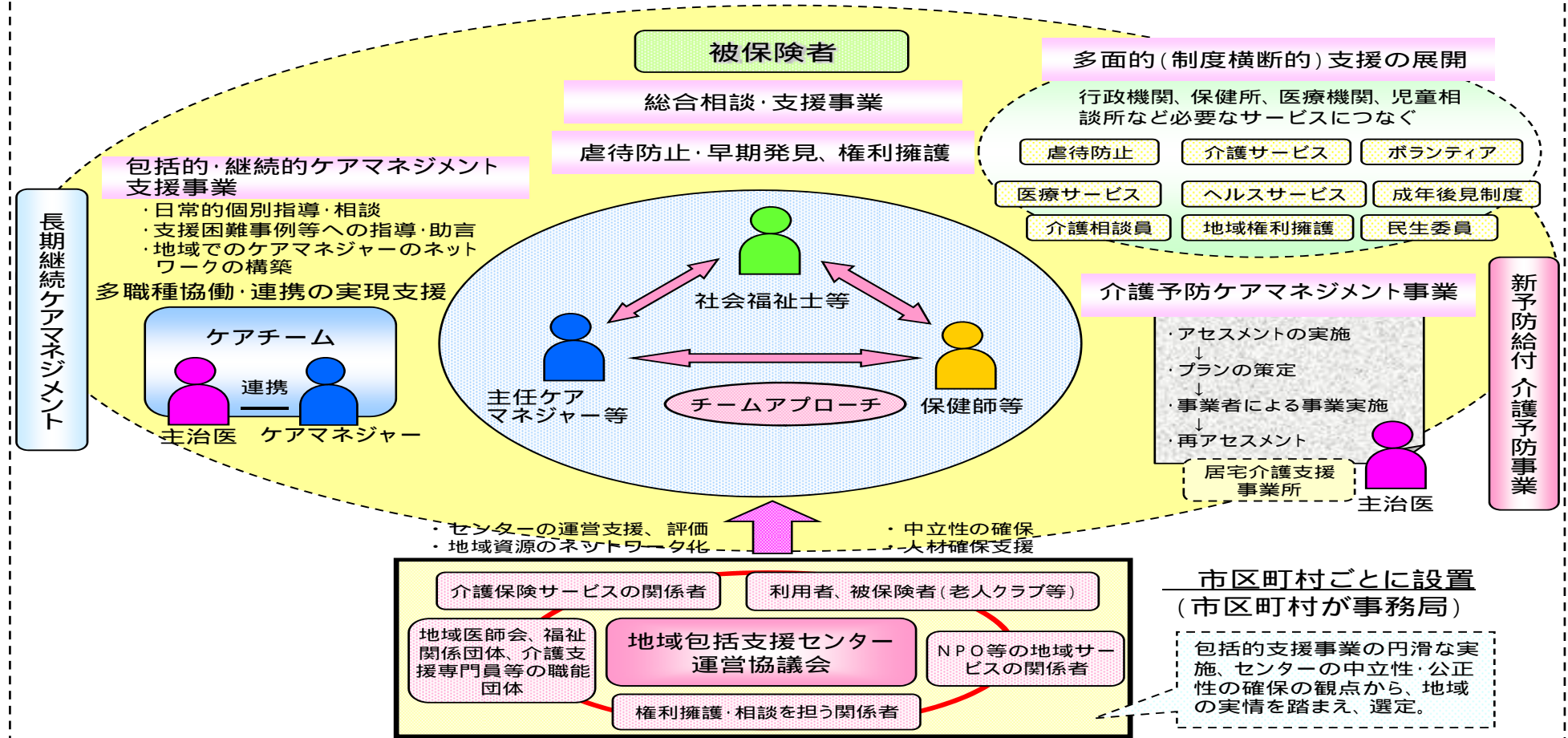
# 地域包括支援センターについて

## 地域包括支援センターとは何か

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするためには、介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供される必要があります（「地域包括ケア」の実現）。

こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「地域包括支援センター」が設置されました。

## 地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



## 成年後見制度利用支援事業の概要

### 1 趣旨

介護保険サービスの利用等の観点から、認知症高齢者等にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して地域支援事業交付金 ※の一部を交付するものである。

※平成17年度までは国の補助事業。平成18年度からは介護保険法上の地域支援事業（任意事業）として市町村が任意に実施（知的障害者については、障害者施策で対応。）。

※国は、市町村が行う地域支援事業に対し交付金を交付する。（国の負担40%（任意事業の場合））

### 2 事業内容

市町村が次のような取り組みを行う場合に、国として交付金を交付する。

#### (1) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

#### (2) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

##### ① 対象者

介護保険サービスを利用し、又は利用しようとする身よりのない重度の認知症高齢者等であって、市町村が、老人福祉法第32条又は知的障害者福祉法第27条の3の規定に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める事案等において、後見人の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるもの

##### ② 助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人の報酬の一部等

### 3 事業創設年度

平成13年度

### 4 事業実施状況（高齢者関係）

平成21年4月1日現在 977 保険者